

議案第25号

大田原市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和2年3月2日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市印鑑条例の一部を改正する条例

大田原市印鑑条例（昭和50年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者（満15歳未満の者を除く。以下同じ。）」に改める。

第12条第1項第2号を次のように改める。

(2) 意思能力を有しない者となったとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。